販売に関する取組み

（１）袋からはみださない

- ほうれんそう、小松菜、青ねぎ、サラダ水菜など葉物類は、袋からはみださないようにしましょう。
- 袋に合った収穫適期を逃さないようにしましょう。
- 葉物の袋も状況に応じ、２パターンは持っておくと便利です。

販売に関する取組み

（2）最近はこのような出荷物もあります。

①

②

③

販売に関する取組み

（３）中の大きさは揃える

- ばれいしょやたまねぎなどの根菜類、芋類やなす、ピーマン、トマトなどの果菜類は、中に入れる玉の大きさはなるべく揃えたほうがよいです
- 小さいものは小さいものでまとめて商品化をしたほうがよいです。

販売に関する取組み

（４）包装のタブー

包食品業界で、ホッチキスは厳禁です！！異物混入の危険性があるため、絶対にホッチキスは使用しないでください。

装のタブー

販売に関する取組み

（５）表示関連について

ラベルシールの貼り間違いや商品名の違うシールを手書きで修正した商品は出荷しないでください。

販売に関する取組み

（６）品質について

「トウ」立ちには要注意
硬くてクレームになりやすい

裸の状態、もしくは露出
している部分が多いと、
陳列していても乾燥したり
買物中に触れることで
とても傷みやすくなります。

販売に関する取組み

（７）商品ＰＲを行なう

- 近郊の農家は自分の野菜のPRをお客様と直接できますが、遠方の農家はそうはいきません。
- POPの作成や置いてあるだけでも売れる商品作りが必要になります。

販売に関する取組み

（８）表示できないＰＲ

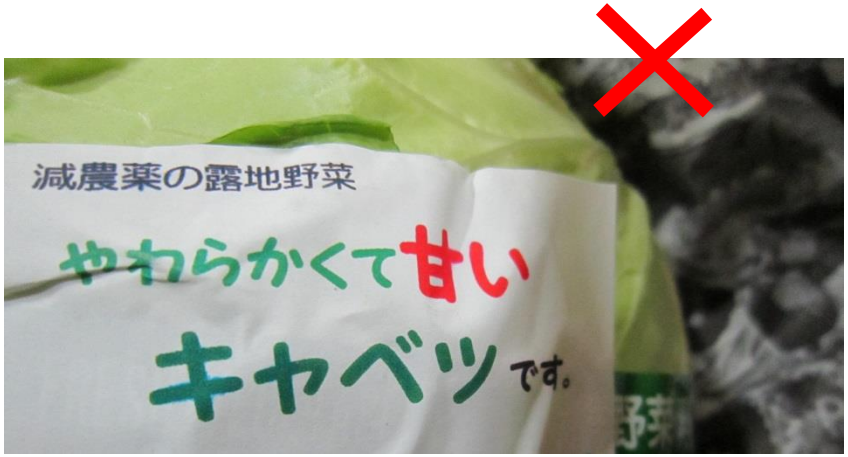

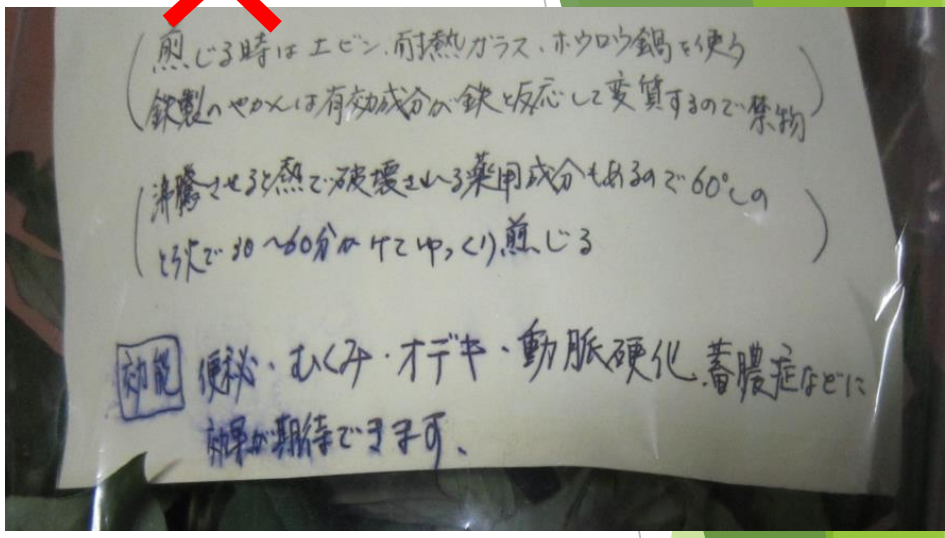

- どんな料理に向くのかなど
  ポイントを書いておけば◎です。
- 特に作った農家の直伝レシピなども◎。

販売に関する取組み

（９）レシピの提案（チラシにして配布）

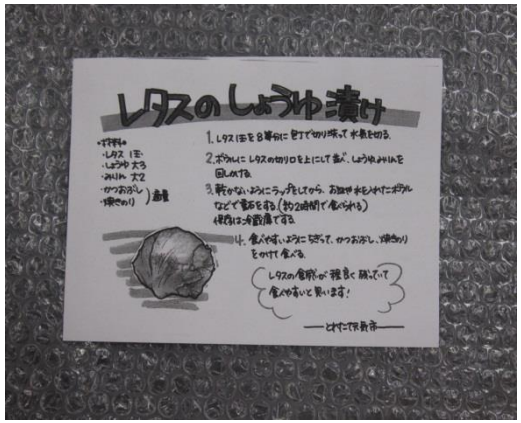

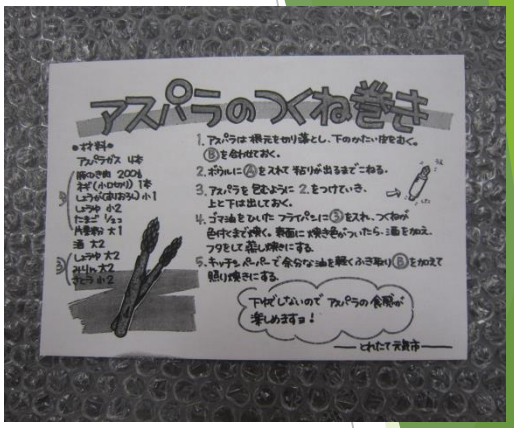

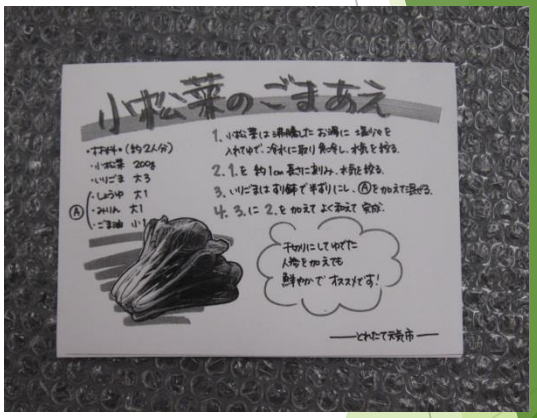

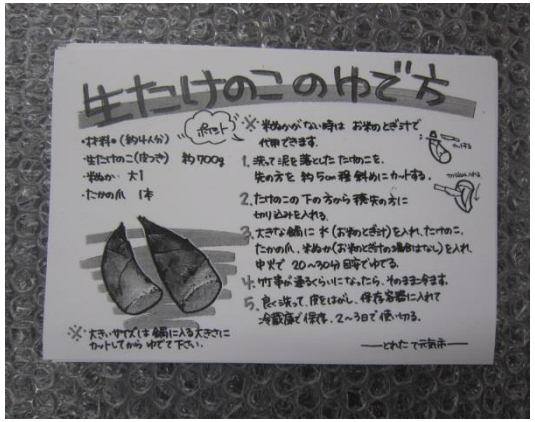

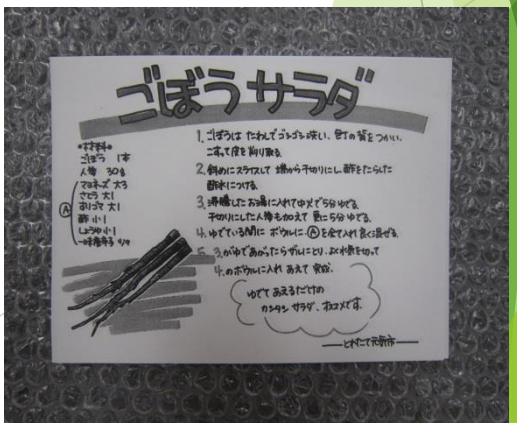

安全性の確保について（農産物）

安全性を担保するためには、栽培履歴の記帳が重要！

■栽培履歴記帳のメリットとは

◆消費者に対する安全・安心の根拠となります。
◆表示内容の信憑性の確保になります。
◆出荷先で問題となった場合、無実の証明になります。
◆次期作の栽培（防除など）の参考になります。

残留農薬検査の実施

平成２７年度より、栽培履歴記帳の徹底を通じて青果物の安全性の確認を行うと同時に、残留農薬自主検査を実施。

■令和元年度・２年度実施品目

実施月	品目	管轄JA
令和元年12月	ほうれん草	広島市
令和2年1月	みかん	広島ゆたか
令和2年2月	ブロッコリー	尾道市
令和2年3月	トマト	広島市
令和2年8月	枝豆	広島市
令和2年10月	青ネギ	広島北部
令和2年12月	白菜	広島中央
令和3年2月	サラダ水菜	広島市